

「南極地域の環境の保護に関する法律」に基づく確認申請等の手続に関する説明会

1. 目的

令和8年6月30日に、「南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律」の一部規定が施行されました。これに伴い、南極大陸に上陸しない観光活動及び科学的調査活動を実施しようとする事業者も、「南極地域の環境の保護に関する法律」（以下「南極環境保護法」という。）に基づき、新たに、確認申請等の手続が必要となりました。

南極地域において外国の事業者が実施する観光活動又は科学的調査活動に参加する場合にも、従前のとおり、環境大臣に事前の届出が必要です。

改正法の施行を契機として、これら確認申請等の手続に関する説明会を開催いたします。

2. 日時

令和8年9月18日（金）14：00～15：00（1時間）

3. 対象者

- ①南極地域における観光ツアーを企画・実施する旅行会社
- ②外国の事業者が企画・実施する南極地域における観光ツアーを取り扱う旅行会社

4. 開催形態

オンライン（録画あり。後日環境省 HP にてアーカイブを掲載予定。）

5. 参加登録

令和8年9月4日（金）までに、以下のフォームから、御登録ください。登録されたメールアドレスに、参加用のリンクを送付します。

[「南極地域の環境の保護に関する法律」に基づく確認申請等の手続に関する説明会について - フォームに記入する](#)

6. 次第

- （1）開会
- （2）南極環境保護法の改正について
- （3）南極環境保護法に基づく確認申請及び届出について
- （4）質疑応答
- （5）閉会